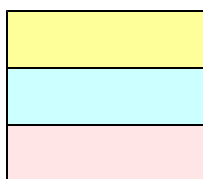


## 厚生労働省行政効率化推進計画見直し（案）

（表の色について）



… 計画内容の更新、数値のリバイス、語句の修正、記載場所の変更等を行ったもの

… 年度の更新により（今後の取組計画）から（これまでの取組）に移動したもの

… （今後の取組計画）のうちの新規項目又は（これまでの取組）のうちの新規項目

※ 「現行（平成18年8月29日改定）」の青字は、今回の見直しにあたり削除するもの

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>1. 公用車の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用</li> <li>○ 職員運転手の退職後の不補充</li> <li>○ 運転業務の民間委託の推進</li> <li>○ 低公害車への切り換え、アイドリングストップの励行等による燃料費の削減</li> <li>○ 自転車の導入</li> <li>○ 平成<u>18</u>年度までに公用車を<u>4.1</u>台削減済み</li> </ul>	<p>1. 公用車の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幹部用車について一般職員も共用で活用し効率的に運用</li> <li>○ 職員運転手の退職後の不補充</li> <li>○ 運転業務の民間委託の推進</li> <li>○ 低公害車への切り換え、アイドリングストップの励行等による燃料費の削減</li> <li>○ 自転車の導入</li> <li>○ 平成<u>17</u>年度までに公用車を<u>2.8</u>台削減済み</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省・地方支分部局・施設等機関を含め、保有する公用車については、<u>職員運転手の退職時期に留意しつつ、稼働率の向上、職員自身の運転による移動、公共交通機関の活用を推進することにより、平成25年度までに82台削減する。</u></li> <li>○ <u>公用車の削減に当たっては、職員運転手の退職後の不補充、可能な限りの配置転換、運転業務の民間委託の停止を行うとともに、研修やOJTを実施することにより職員運転手の事務職等への転換に努める。また、待機時間には他の業務にも従事させることとし、人材の有効活用を図ることに努める。</u></li> <li>○ <u>また、上記公用車以外のものを含め以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>可能な限り、部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼働率を向上し、業務効率の向上を図る。</u></li> <li>・ <u>運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は売却して、鉄道、バス、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。</u></li> <li>・ <u>業務の実態を踏まえ、可能な限り、軽自動車や低排気量車への切り替えを行う。</u></li> <li>・ <u>アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車への切り替え等により燃料費の削減を引き続き実施するとともに、必要に応じ地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。</u></li> <li>・ <u>交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>これまでの取組を引き続き推進するとともに、本省・地方支分部局・施設等機関を含め、保有する公用車について、職員運転手の退職時期及び公用車の更新時期等を勘案し、45台削減する。</u></li> <li>○ <u>職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。</u></li> </ul> <p>○ これらの取組については、平成19年度に見直しをする。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 所管の独立行政法人に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。 （平成25年度までの間で順次実施）</p> <p>2. 公共調達効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子入札システムの運用開始</li> <li>○ インターネットによる各種調達情報の提供</li> <li>○ 物品製造等の資格審査の統一</li> <li>○ 物品製造等の資格審査のインターネット申請</li> <li>○ 建設工事の定期資格審査のインターネット申請</li> <li>○ 経費削減対策推進のための実施要領の策定及び推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札による電気の調達</li> <li>・ 閉庁日等のエレベーターの稼働台数の縮小</li> <li>・ 下水道料金の減免制度の活用</li> <li>・ 電話料金の割引制度の活用</li> <li>・ 物品購入等の必要性、経済性の検討</li> <li>・ 物品の一括調達による効率的、経済的購入</li> <li>・ 電子メールの活用や両面コピーの励行</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 競争入札の原則の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の原則は競争入札であることから、随意契約によることができる場合であっても、できる限り競争入札に付している。</li> </ul> </p> <p>○ 随意契約の適正な運用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行っている。</li> </ul> </p>	<p>○ 所管の独立行政法人に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。 （平成25年度までの間で順次実施）</p> <p>2. 公共調達効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子入札システムの運用開始</li> <li>○ インターネットによる各種調達情報の提供</li> <li>○ 物品製造等の資格審査の統一</li> <li>○ 物品製造等の資格審査のインターネット申請</li> <li>○ 建設工事の定期資格審査のインターネット申請</li> <li>○ 経費削減対策推進のための実施要領の策定及び推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札による電気の調達</li> <li>・ 閉庁日等のエレベーターの稼働台数の縮小</li> <li>・ 下水道料金の減免制度の活用</li> <li>・ 電話料金の割引制度の活用</li> <li>・ 物品購入等の必要性、経済性の検討</li> <li>・ 物品の一括調達による効率的、経済的購入</li> <li>・ 電子メールの活用や両面コピーの励行</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 競争入札の原則の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約の原則は競争入札であることから、随意契約によることができる場合であっても、できる限り競争入札に付すこと。</li> </ul> </p> <p>○ 随意契約の適正な運用等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行っている。</li> </ul> </p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の各部局及び社会保険庁に随意契約審査委員会を設置し、100万円以上の随意契約の妥当性を審査し、その結果をホームページにて公表している。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「契約情報の公表等」に移動</span></li> <li><span style="color: red;">随意契約のうち</span>契約金額が100万円（物件の借入については80万円）以上のものについては、<span style="color: red;">ホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随意契約の理由等をまとめて</span>公表している。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「契約情報の公表等」に移動</span></li> <li>随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努めている。</li> <li>各部局において行った随意契約審査委員会の審査結果のうち、当該委員会において不適切等と判断された随意契約等に関し、外部の学識経験等を有する者から選任された中央監視委員会において審議することとし、不適切な点又は改善すべき点があるときは、意見の具申又は勧告を行い、その内容を公表している。<span style="color: red;">（平成17年度から実施）</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「契約情報の公表等」に移動</span></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る<span style="color: red;">こととしている</span>。 なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る<span style="color: red;">こととしている</span>。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を<span style="color: red;">行っている</span>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査において、随意契約の重点的監査を実施している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査において、随意契約の重点的監査を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査において、随意契約の重点的監査を実施している。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ <u>契約情報の公表等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の各部局及び社会保険庁に随意契約審査委員会を設置し、100万円以上の随意契約の妥当性を審査し、その結果をホームページにて公表している。<u>「随意契約の適正な運用等」から移動</u></li> <li>各部局において行った随意契約審査委員会の審査結果のうち、当該委員会において不適切等と判断された随意契約等に関し、外部の学識経験等を有する者から選任された中央監視委員会において審議することとし、不適切な点又は改善すべき点があるときは、意見の具申又は勧告を行い、その内容を公表している。<u>「随意契約の適正な運用等」から移動</u></li> <li>契約金額が100万円（物件の借入については80万円）以上の<u>公共工事及び物品役務等の契約</u>について、<u>調達的方式（競争入札及び随意契約）毎に、契約の相手方、契約金額、随意契約によることとした場合はその理由等の情報をホームページに公表している。</u><u>「随意契約の適正な運用等」から移動</u></li> <li>本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を<u>高めている</u>。</li> </ul> <p>○ 社会保険庁独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁本庁に調達委員会を、地方社会保険事務局に契約審査会を設置し、調達の必要性、数量等について審査を実施している。</li> <li>社会保険庁本庁、施設等機関及び地方支分部局における同一仕様、同一時期の物品購入等の調達については、上位機関での一括調達に<u>努めている</u>。</li> </ul>	<p>○ 社会保険庁独自の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険庁本庁に調達委員会を、地方社会保険事務局に契約審査会を設置し、調達の必要性、数量等について審査を実施している。</li> <li>社会保険庁本庁、施設等機関及び地方支分部局における同一仕様、同一時期の物品購入等の調達については、上位機関での一括調達に<u>努める</u>。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 一般競争入札等の推進</p> <p>① 公共工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、公募型指名競争入札等による調達割合（指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合）に関する目標数値をおおむね2割とし、毎年度その実施状況を公表している。</li> <li>予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性にかんがみ一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、その拡大を図っている。 また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に努めている。 さらに、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表している。</li> </ul> <p>② 公共工事以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事以外の調達について、入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとし、一般競争入札による調達割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表している。</li> </ul> <p>○ 総合評価落札方式の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図っている。</li> <li>技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評</li> </ul>	<p>○ 一般競争入札、<u>公募型指名競争入札</u>等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、公募型指名競争入札等による調達割合（指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合）に関する目標数値をおおむね2割とし、毎年度その実施状況を公表している。</li> </ul> <p>○ 総合評価落札方式の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図っている。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、<u>毎年度定める総合評価実施割合（目標値）</u>を踏まえ、その拡大に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な競争参加資格の設定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させている。また、優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価している。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表している。</li> <li>・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。</li> </ul> </li> <li>○ 民間の技術力の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請している。</li> </ul> </li> <li>○ 予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めている。</li> </ul> </li> <li>○ 落札率1事案への対応等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な競争参加資格の設定等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事については、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させている。また、優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用するとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価している。特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止することとし、義務付けた場合は、毎年度その理由を公表している。</li> <li>・ 公共工事以外の公共調達についても、予算決算及び会計令第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。</li> </ul> </li> <li>○ 民間の技術力の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請している。</li> </ul> </li> <li>○ 予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めている。</li> </ul> </li> <li>○ 落札率1事案への対応等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を</li> </ul> </li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>開示することが適当でない（と認められたものを除く。）について落札率を一覧表にして公表している。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努めている。</li> <li>参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めている。</li> <li>調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。</li> <li>再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行っている。</li> </ul> <p>○ 国庫債務負担行為の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしている。</li> <li>複数年数にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとしている。</li> </ul> <p><u>○ 調達事務の集約化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>労働基準監督署・公共職業安定所及び社会保険事務所等における調達については、調達内容を勘案のうえ効率化が見込める場合には、上部機関である都道府県労働局、地方社会保険事務局等において調達事</u></li> </ul>	<p>開示することが適当でない（と認められたものを除く。）について落札率を一覧表にして公表している。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努めている。</li> <li>参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努めている。</li> <li>調達物の仕様の設定や仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定している。</li> <li>再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行っている。</li> </ul> <p>○ 国庫債務負担行為の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとしている。</li> <li>複数年数にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとしている。</li> </ul>



見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p><u>務の集約化を実施している。</u></p> <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図っている。(過剰仕様等の排除)</li> <li>・ 電話料金の割引制度の活用を実施している。</li> <li>・ 事務用品の一括購入を推進している。</li> <li>・ 電力供給契約の入札を実施している。</li> <li>・ 電子入開札システムの活用を図っている。</li> <li>・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努めている。</li> </ul> <p>(今後の取組計画)</p> <p>○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等</p> <p>① 公共工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul>	<p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図っている。(過剰仕様等の排除)</li> <li>・ 電話料金の割引制度の活用を実施している。</li> <li>・ 事務用品の一括購入を推進している。</li> <li>・ 電力供給契約の入札を実施している。</li> <li>・ 電子入開札システムの活用を図っている。</li> <li>・ 競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努めている。</li> </ul> <p>(今後の取組計画)</p> <p>○ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等</p> <p>① 公共工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>・ 予定価格が2億円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性にかんがみ一般競争方式に適さないものを除いて、一般競争方式によることとし、<u>平成18年度当初から、できる限り速やかにその拡大を図る。</u></li> <li>また、予定価格が2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争方式の導入に<u>努める。</u></li> <li>さらに、一般競争入札による調達割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度<u>公表する。</u></li> <li>・ 技術的な工夫の余地がある工事（小規模な工事を除く。）につい</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。</li> <li>・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札バンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。</li> </ul> <p>② 公共工事以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。</li> </ul> <p>○ 適切な競争参加資格の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul>	<p>て、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を拡充することとし、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、<u>平成18年度に定めた当面の目標となる</u>総合評価実施割合を踏まえ、<u>できる限り速やかに</u>その拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続の改善のために必要な取組を行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。</li> <li>・ 一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札バンド、多段階審査等、第三者機関の活用その他の一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。</li> </ul> <p>② 公共工事以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公共調達のうち</u>、公共工事以外の入札を実施する場合には、原則として、一般競争入札によることとし、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度<u>公表する</u>。</li> <li>・ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努めるものとする。</li> </ul> <p>○ 適切な競争参加資格の設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 民間の技術力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式等を活用する。特に、入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用の推進を検討する。（引き続き検討）</li> <li>大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEの実施を検討する。（引き続き検討）</li> </ul> <p>○ 予定価格の適正な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行に向けた検討をする。（引き続き検討）</li> </ul> <p>○ 随意契約の適正な運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul> <p>・ <u>平成19年1月</u>に作成した「随意契約見直し計画」<u>（改訂版）</u>にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。</p>	<p>○ 民間の技術力の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式等を活用する。特に、入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用の推進を検討する。（引き続き検討）</li> <li>大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEの実施を検討する。（引き続き検討）</li> </ul> <p>○ 予定価格の適正な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行に向けた検討をする。（引き続き検討）</li> </ul> <p>○ 随意契約の適正な運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>随意契約のうち契約金額が100万円（物件の借入については80万円）以上のものについては、ホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随意契約の理由等をまとめて公表する。特に、契約の相手方が所管公益法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載するものとする。</li> </ul> <p><u>（これまでの取組）の「契約情報の公表等」に移動し集約</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>平成18年6月</u>に作成した「随意契約見直し計画」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。</li> <li>本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。</li> <li>○ 社会保険庁独自の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を一層推進するとともに、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。</li> </ul> </li> <li>○ 落札率1事案への対応等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul> </li> <li>○ 国庫債務負担行為の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul> </li> <li>○ <u>物品等の一括調達の推進等</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。</u></li> <li>・ <u>備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。</u></li> <li>・ <u>庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>保することで随意契約の透明性を<u>高める</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約に係る決裁体制を見直し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る。また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様の措置を<u>行う</u>。</li> </ul> </li> <li>・ 少額の随意契約による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。</li> <li>○ 社会保険庁独自の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を一層推進するとともに、調達における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減、適正な契約事務の実施に努める。</li> </ul> </li> <li>○ 落札率1事案への対応等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul> </li> <li>○ 国庫債務負担行為の活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul> </li> </ul>

見直し案

現行（平成18年8月29日改定）

することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。

・ 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約に関し、次の取組を行う。

(1) 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。

(2) 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、一官署が代表して契約を行う若しくは各官署が割り振られた契約のみを行うなど、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。

(3) 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。

○ 調達事務の集約化の推進

・ 同一機関内に複数の調達機関が設置されている場合や複数の調達機関が同一敷地内等に所在する場合には、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達も含めて推進する。

・ 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、入居省庁において検討する。(再掲)

○ 官庁営繕に関して、価格だけでなく環境に配慮した施工技術や工事自体の品質を含めた総合評価落札方式や、工事成績を反映した優れた企業による競争の推進を図るための工事成績評定等の標準化・統一化等について検討を行う。

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p><u>○ 会計の監査を行う際に、年度末の予算執行状況について内部監査を重点的に行う。</u></p> <p><u>○ 適正に物品管理を行う観点から、必要に応じて各庁舎単位での不用物品に係る情報の共有化を早急に図り、不用となった物品が生じた場合には、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、適切な処分の方針を決定する。</u></p> <p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C ○事業導入の検討等を進める。（引き続き検討）</li> </ul> <p>3. 公共事業のコスト縮減</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 公共工事のコスト縮減については、平成9年4月の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」、平成12年9月の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づき、「厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し総合的なコスト縮減について取り組んでいる。</p> <p>○ 水道分野については、平成16年2月20日付けで水資源機構担当部局宛通知するとともに、地方公共団体へも同プログラムを参考としてコスト構造改革に取り組むよう要請している。</p> <p>○ 独立行政法人移行前の国立病院及び国立高度専門医療センター等に関しては、以下の取組を実施してきた。</p> <p>（1）公共工事コスト縮減対策に関する行動指針 （平成9～11年度）</p>	<p>○ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>・ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、E S C ○事業導入の検討等を進める。（引き続き検討）</li> </ul> <p>3. 公共事業のコスト縮減</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 公共工事のコスト縮減については、平成9年4月の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」、平成12年9月の「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に基づき、「厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し総合的なコスト縮減について取り組んでいる。</p> <p>○ 水道分野については、平成16年2月20日付けで水資源機構担当部局宛通知するとともに、地方公共団体へも同プログラムを参考としてコスト構造改革に取り組むよう要請している。</p> <p>○ 独立行政法人移行前の国立病院及び国立高度専門医療センター等に関しては、以下の取組を実施してきた。</p> <p>（1）公共工事コスト縮減対策に関する行動指針 （平成9～11年度）</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>(2) 国立病院等施設整備事業費用縮減新行動計画 （旧厚生省：平成12年度）</p> <p>(3) 厚生労働省施設整備事業費用縮減行動計画 （平成12～15年度）</p> <p>(4) 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画 （上記名称変更、平成16年度～）</p> <p>(5) 国立病院等施設整備事業コスト構造改革プログラム 取組内容：行動計画に加え、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減を目的として設定したもの。</p> <p>(6) 国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラム （上記名称変更、平成16年度～） 取組内容：これまでの取組としての「国立高度専門医療センター等施設事業費用縮減行動計画」に加え、対象となる施設整備事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す「国立高度専門医療センター等施設整備事業コスト構造改革プログラム」により引き続きコスト縮減に取り組む。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画の具体的な取組として、以下を実施している。</p> <p>(1) 事業の迅速化：合意形成・協議・手続きの改善、事業の重点化・集中化等により事業の迅速化を図る。これにより、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減となる。</p> <p>(2) 計画・設計・管理の最適化：技術基準の統一化等の計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用、新技術の活用、資源循環の促進・改修・補強による既存施設等の有効活用等の管理の見直しを行うことで計画</p>	<p>(2) 国立病院等施設整備事業費用縮減新行動計画 （旧厚生省：平成12年度）</p> <p>(3) 厚生労働省施設整備事業費用縮減行動計画 （平成12～15年度）</p> <p>(4) 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画 （上記名称変更、平成16年度～）</p> <p>(5) 国立病院等施設整備事業コスト構造改革プログラム 取組内容：行動計画に加え、事業の全てのプロセスをコストの観点から見直し、計画・設計から調達や管理の各段階において最適化を図ることにより、①工事コスト、②事業便益の早期発現、③将来の維持管理費を要素とする総合コスト縮減を目的として設定したもの。</p> <p>(6) 国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラム （上記名称変更、平成16年度～） 取組内容：これまでの取組としての「国立高度専門医療センター等施設事業費用縮減行動計画」に加え、対象となる施設整備事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す「国立高度専門医療センター等施設整備事業コスト構造改革プログラム」により引き続きコスト縮減に取り組む。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター等施設整備事業費用縮減行動計画の具体的な取組として、以下を実施している。</p> <p>(1) 事業の迅速化：合意形成・協議・手続きの改善、事業の重点化・集中化等により事業の迅速化を図る。これにより、事務経費の低減、事業資金の金利負担の低減となる。</p> <p>(2) 計画・設計・管理の最適化：技術基準の統一化等の計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用、新技術の活用、資源循環の促進・改修・補強による既存施設等の有効活用等の管理の見直しを行うことで計画</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>・設計・管理の最適化を図ることにより、工事コストの低減を図るとともに将来の維持管理費の低減を図る。</p> <p>技術基準の統一化により合理的な設計を推進する。（公共建築の統一基準が示され、平成15年度より順次導入）</p> <p>（3）調達最適化：国庫債務負担行為の計画的かつ積極的な活用、総合評価落札方式等の導入、電子調達の実施等、入札・契約の見直しを行い調達最適化を図る。そして、技術による競争、民間技術力の活用を促進するとともに積算価格の説明性・市場性の向上を図る。なお、具体的施策としては以下のとおり。（平成15年度より実施）</p> <p>① 市場単価採用の拡大</p> <p>国土交通省に準じて、従来の歩掛かりによる積み上げ単価方式から可能なものについて同省の公表する市場単価を採用してきたところである。平成18年度においては、下記の工事について市場単価を採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事：鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、左官工事、防水工事、土工事、塗装工事、軽量鉄骨下地、内装ボード、<b>ガラス工事</b></li> <li>・ 電気設備工事：配管工事、ケーブルラック・位置ボックス工事、接地極等工事、2種金属線ぴ工事、防火区画貫通処理工事、絶縁電線</li> <li>・ 機械設備工事：ダクト工事、衛生器具取り付け工事、制気口・ダンパー工事、保温（ダクト）工事</li> </ul> <p>② 設計の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械設備ダクト工事のアングル工法において接続作業が簡便で工期短縮が可能なコーナーボルト工法の採用を拡大した。</li> </ul>	<p>・設計・管理の最適化を図ることにより、工事コストの低減を図るとともに将来の維持管理費の低減を図る。</p> <p>技術基準の統一化により合理的な設計を推進する。（公共建築の統一基準が示され、平成15年度より順次導入）</p> <p>（3）調達最適化：国庫債務負担行為の計画的かつ積極的な活用、総合評価落札方式等の導入、電子調達の実施等、入札・契約の見直しを行い調達最適化を図る。そして、技術による競争、民間技術力の活用を促進するとともに積算価格の説明性・市場性の向上を図る。なお、具体的施策としては以下のとおり。（平成15年度より実施）</p> <p>① 市場単価採用の拡大</p> <p>国土交通省に準じて、従来の歩掛かりによる積み上げ単価方式から可能なものについて同省の公表する市場単価を採用してきたところである。平成17年度においては、下記の工事について市場単価を採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築工事：鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事、左官工事、防水工事、土工事、塗装工事、軽量鉄骨下地、内装ボード</li> <li>・ 電気設備工事：配管工事、ケーブルラック・位置ボックス工事、接地極等工事、2種金属線ぴ工事、防火区画貫通処理工事、絶縁電線</li> <li>・ 機械設備工事：ダクト工事、衛生器具取り付け工事、制気口・ダンパー工事、保温（ダクト）工事</li> </ul> <p>② 設計の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械設備ダクト工事のアングル工法において接続作業が簡便で工期短縮が可能なコーナーボルト工法の採用を拡大した。</li> </ul>



見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 平成16年度以降は、国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラムにより、以下の取組についても実施している。</p> <p>(1) 事業の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価を厳格に審査し、事業箇所を厳選する。</li> </ul> <p>(2) 計画・設計・管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ストックを有効活用し適正な管理を推進する。具体的には、国立国際医療センター更新築整備において、管理部門を既存建物改修により整備し、また既存の熱源を利用することを計画した。</li> </ul> <p>(3) 調達の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫債務負担行為の積極的活用を推進する。具体的には、平成17年度より国立国際医療センターにおいて4年間にわたる国庫債務負担行為を実施した。(2年→4年 総合コスト削減)</li> <li>・ 電子入札を実施する。</li> <li>・ コンピュータによる工事費積算システムを市販の汎用ソフトに切り替え、事務経費の節減を図る。</li> <li>・ メーカー見積もりに際し、ヒアリングを実施しよりの確な実勢価格の把握に努める。</li> <li>・ メーカー見積もりのインターネットによる徴取の検討。</li> </ul> <p>(今後の取組計画)</p> <p>○ 工事コストの縮減等に加え、事業の迅速化、調達の最適化等をポイントとし、構造改革に取り組む。(平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率達成を目標とする。)</p> <p>○ 水道分野については、今後、厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラムに基づき新技術の活用、第三者委託制度の活用などコスト縮減を図るとともに、フォローアップを行っていく。</p>	<p>○ 平成16年度以降は、国立高度専門医療センター等施設整備コスト構造改革プログラムにより、以下の取組についても実施している。</p> <p>(1) 事業の迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業評価を厳格に審査し、事業箇所を厳選する。</li> </ul> <p>(2) 計画・設計・管理の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存ストックを有効活用し適正な管理を推進する。具体的には、国立国際医療センター更新築整備において、管理部門を既存建物改修により整備することを計画した。</li> </ul> <p>(3) 調達の最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫債務負担行為の積極的活用を推進する。具体的には、平成17年度より国立国際医療センターにおいて4年間にわたる国庫債務負担行為を実施した。(2年→4年 総合コスト削減)</li> <li>・ 電子入札を実施する。</li> <li>・ コンピュータによる工事費積算システムを市販の汎用ソフトに切り替え、事務経費の節減を図る。</li> <li>・ メーカー見積もりに際し、ヒアリングを実施しよりの確な実勢価格の把握に努める。</li> <li>・ メーカー見積もりのインターネットによる徴取の検討。</li> </ul> <p>(今後の取組計画)</p> <p>○ 工事コストの縮減等に加え、事業の迅速化、調達の最適化等をポイントとし、構造改革に取り組む。(平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率達成を目標とする。)</p> <p>○ 水道分野については、今後、厚生労働省公共事業コスト構造改革プログラムに基づき新技術の活用、第三者委託制度の活用などコスト縮減を図るとともに、フォローアップを行っていく。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 水資源機構においても、「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づき、地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するための技術基準の弾力的な運用、設定等、コスト縮減に取り組むこととしている。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所に関しては、これまでの取組を引き続き実施。</p> <p>4. 電子政府関係の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 申請・届出等手続について、厚生労働省が扱う1,981手続のうち、1,869手続（94%）について、オンライン化を実施した。（平成18年3月末現在）</p> <p>○ 決裁関連業務の合理化・効率化を図るため、「行政文書管理システム」との連携を可能とした「りん議・決裁システム」の整備を行った。</p> <p>○ 「人事・給与システム」について、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（平成16年2月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、人事院等が開発する「人事・給与関係業務情報システム」を円滑に導入するため、「人事・給与関係業務情報システム導入計画」（平成16年8月9日厚生労働省）を策定した。</p> <p>○ 共済、物品調達等、人事・給与以外で府省に共通する業務・システムについて、担当府省において最適化計画を策定した。</p> <p>○ 旧式（レガシー）システム（社会保険オンラインシステム等、6システム）について、刷新可能性調査を実施した。</p>	<p>○ 水資源機構においても、「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づき、地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するための技術基準の弾力的な運用、設定等、コスト縮減に取り組むこととしている。</p> <p>○ 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所に関しては、これまでの取組を引き続き実施。</p> <p>4. 電子政府関係の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 申請・届出等手続について、厚生労働省が扱う1,981手続のうち、1,869手続（94%）について、オンライン化を実施した。（平成18年3月末現在）</p> <p>○ 決裁関連業務の合理化・効率化を図るため、「行政文書管理システム」との連携を可能とした「りん議・決裁システム」の整備を行った。</p> <p>○ 「人事・給与システム」について、「人事・給与等業務・システム最適化計画」（平成16年2月27日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、人事院等が開発する「人事・給与関係業務情報システム」を円滑に導入するため、「人事・給与関係業務情報システム導入計画」（平成16年8月9日厚生労働省）を策定した。</p> <p>○ 共済、物品調達等、人事・給与以外で府省に共通する業務・システムについて、担当府省において最適化計画を策定した。</p> <p>○ 旧式（レガシー）システム（社会保険オンラインシステム等、6システム）について、刷新可能性調査を実施した。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を盛り込んだ最適化計画を策定した。</p> <p>○ 申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化を図るため、「手続の簡素化・合理化計画」（平成16年2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に基づく措置を実施した。</p>	<p>○ 旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を盛り込んだ最適化計画を策定した。</p> <p>○ 申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化を図るため、「手続の簡素化・合理化計画」（平成16年2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に基づく措置を実施した。</p>
<p>○ 年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等について、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、「<u>オンライン利用促進のための行動計画</u>」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定）を策定し、公表した。<u>その後、見直しを行い、平成19年3月27日、同計画を改定した。</u></p>	<p>○ 年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続及びオンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等について、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）に基づき、オンライン利用促進のための行動計画を策定し、公表した。</p>
<p>○ 国家公務員の給与の全額振込化について、99.9%の職員の全額振込化を実現した。</p>	<p>○ 国家公務員の給与の全額振込化について、99.9%の職員の全額振込化を実現した。</p>
<p>（今後の取組計画）</p>	<p>（今後の取組計画）</p>
<p>○ 電子政府<u>推進</u>計画に基づき、引き続き着実な推進を行う。</p> <p>（1）業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化</p> <p>ア. 各府省に共通する業務・システム</p> <p>① 業務・システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府省に共通する業務・システムについては、担当府省において策定した最適化計画に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> </ul> <p>② 行政組織等の減量・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき厚生労働省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定め</li> </ul>	<p>○ 電子政府<u>構築</u>計画に基づき、引き続き着実な推進を行う。</p> <p>（1）業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化</p> <p>ア. 各府省に共通する業務・システム</p> <p>① 業務・システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府省に共通する業務・システムについては、担当府省において策定した最適化計画に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> </ul> <p>② 行政組織等の減量・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき厚生労働省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定め</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>合理化を図る。</p> <p>イ. 個別府省の業務・システム</p> <p>① 業務・システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、最適化計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> </ul> <p>② 行政組織等の減量・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧式（レガシー）システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せ、厚生労働省で実施する定員削減等の目標を定め合理化を図る。</li> </ul> <p>ウ. オンライン化に対応した減量・効率化</p>	<p>合理化を図る。</p> <p>イ. 個別府省の業務・システム</p> <p>① 業務・システムの最適化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、最適化計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> </ul> <p>② 行政組織等の減量・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧式（レガシー）システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せ、厚生労働省で実施する定員削減等の目標を定め合理化を図る。</li> </ul> <p>ウ. オンライン化に対応した減量・効率化</p>
<p>オンライン利用促進のための行動計画（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定、<u>平成19年3月27日改定</u>）を着実に実施するとともに、引き続き、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p>オンライン利用促進のための行動計画（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定）を着実に実施するとともに、引き続き、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。</p>
<p><u>○ その他の効率化</u></p> <p><u>法規集や例規集（加除式のものを含む）等については、費用対効果や業務の実態等も勘案し、電子化されているCD-ROM等導入を図り、行政のペーパーレス化（電子化）に資するものとする。</u></p>	
<p>5. アウトソーシング</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 昭和58年5月の閣議決定により、「公務執行上、真に必要な場合」</p>	<p>5. アウトソーシング</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 昭和58年5月の閣議決定により、「公務執行上、真に必要な場合」</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>を除き、自動車運転手、巡視、電話交換手について、順次、民間委託に切り替えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫所が行うモニタリング検査の試験事務の一部を登録検査機関に委託できるようしたこと等、指定制度を登録制に改めることとした。</li> <li>○ 平成15年度から紙媒体により提出された社会保険の適用に係る資格取得届等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始した。また、平成16年度から各社会保険事務所で実施してきた納入告知書等の作成・送付業務を社会保険事務局単位に集約した上で、当該業務の外部委託を開始した。</li> <li>○ ホームページの作成・システム管理業務については、平成17年7月からの新システム移行に伴い、従来、外部委託をしていなかったシステム管理業務の一部についても、外部委託を導入することとした。</li> <li>○ 平成17年度及び18年度において、ハローワーク関連業務について、キャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業を市場化テストモデル事業として実施した。また、同年度において、厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の収納事務及び年金電話相談センター事業を市場化テストモデル事業として実施した。</li> <li>○ 平成18年度から、年金や健康保険の給付に係る請求書等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始した。</li> </ul>	<p>を除き、自動車運転手、巡視、電話交換手について、順次、民間委託に切り替えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検疫所が行うモニタリング検査の試験事務の一部を登録検査機関に委託できるようしたこと等、指定制度を登録制に改めることとした。</li> <li>○ 平成15年度から紙媒体により提出された社会保険の適用に係る資格取得届等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始した。また、平成16年度から各社会保険事務所で実施してきた納入告知書等の作成・送付業務を社会保険事務局単位に集約した上で、当該業務の外部委託を開始した。</li> <li>○ ホームページの作成・システム管理業務については、平成17年7月からの新システム移行に伴い、従来、外部委託をしていなかったシステム管理業務の一部についても、外部委託を導入することとした。</li> <li>○ 平成17年度から、ハローワーク関連業務について、キャリア交流プラザ事業、若年者版キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業を市場化テストモデル事業として実施した。また、同年度から、厚生年金保険・政府管掌健康保険の未適用事業所の適用促進事業、国民年金保険料の収納事務及び年金電話相談センター事業を市場化テストモデル事業として実施した。</li> </ul>
<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、電話交換業務、<u>新聞記事のクリッピング業務、会議運営業務における事前準備、速記録作成、通訳等定型的業務、国家試験運営業務における願書收受等定型的業務、地方支分部局等地方施設</u></li> </ul>	<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、<u>公用車の運転業務、</u>電話交換業務等について、これまでの取組を踏まえてアウトソーシングを一層推進するほか、個別の事務・事業についても積極的に推進し、効率化を図る。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p><u>における清掃、警備等の総務業務</u>等について、これまでの取組を踏まえてアウトソーシングを一層推進するほか、個別の事務・事業についても積極的に推進し、効率化を図る。</p> <p>また、PFIについても、その事業の内容に応じ、効率化に資する取組を積極的に検討する。</p> <p>○ 公用車の運転業務については、引き続き運転手の退職後の不補充を遵守するとともに、「<u>1. 公用車の効率化</u>」に留意しつつ、運転業務の民間委託を実施する。</p>	<p>また、PFIについても、その事業の内容に応じ、効率化に資する取組を積極的に検討する。</p> <p>○ 公用車の運転業務については、引き続き運転手の退職後の不補充及び運転業務の民間委託の推進を図る。</p>
<p>○ 宿舍管理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。</p> <p>○ 宿舍整備工事の設計・工事監理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。</p> <p>○ 印刷・製本を外部業者に委託した刊行物等の梱包・発送について、できる限りアウトソーシングにより実施するよう努める。</p> <p>○ <u>平成19年度から、ハローワーク関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業の市場化テストの本格導入を図る（平成19年4月から事業開始。）。</u></p>	<p>○ 統計事務について民間委託を推進する。（「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ推進する。）</p> <p>○ 宿舍管理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。</p> <p>○ 宿舍整備工事の設計・工事監理業務については、引き続き外部委託の推進を図る。</p> <p>○ 印刷・製本を外部業者に委託した刊行物等の梱包・発送について、できる限りアウトソーシングにより実施するよう努める。</p> <p>○ 平成18年度から、年金や健康保険の給付に係る請求書等の社会保険オンラインシステムへの入力業務について外部委託を開始する。</p> <p>○ <u>公共サービス改革法</u>に基づき、人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業並びに国民年金保険料の収納事務について市場化テストの本格導入を図る。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ <u>平成19年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律</u>に基づき、国民年金保険料の収納事務について市場化テストの本格導入を図る。</p>	<p>○ <u>公共サービス改革法</u>に基づき、<u>人材銀行事業、キャリア交流プラザ事業及び求人開拓事業並びに国民年金保険料の収納事務</u>について市場化テストの本格導入を図る。</p>
<p>6. IP電話の導入<u>等通信費の削減</u></p>	<p>6. IP電話の導入</p>
<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ <u>IP系サービスの事故などが発生する中、各通信会社の対応状況を踏まえながら、導入時期を再度検討する。（平成19年度以降）</u></p>	<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ <u>これまでのIP電話の費用対効果や技術面での課題の検討結果を踏まえ、平成18年度中に導入する。</u></p>
<p>7. 統計調査の合理化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者調査の調査事項の縮減</li> <li>○ 母体保護統計報告、雇用管理調査の廃止等</li> <li>○ 人口動態統計、毎月勤労統計調査の調査票収集のオンライン化等</li> <li>○ 新規に実施した調査の調査票の受付・審査・データ入力を民間委託等</li> <li>○ 出生動向基本調査、所得再分配調査、国民栄養調査（現在は国民健康・栄養調査）、糖尿病実態調査の調査における抽出作業の重複是正措置等</li> <li>○ 全国家庭児童調査と児童環境調査の統合</li> <li>○ 賃金関係統計調査の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外労働者職種別賃金調査の中止</li> <li>② 林業労働者職種別賃金調査の廃止</li> </ul> </li> </ul>	<p>7. 統計調査の合理化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 患者調査の調査事項の縮減</li> <li>○ 母体保護統計報告、雇用管理調査の廃止等</li> <li>○ 人口動態統計、毎月勤労統計調査の調査票収集のオンライン化等</li> <li>○ 新規に実施した調査の調査票の受付・審査・データ入力を民間委託等</li> <li>○ 出生動向基本調査、所得再分配調査、国民栄養調査（現在は国民健康・栄養調査）、糖尿病実態調査の調査における抽出作業の重複是正措置等</li> <li>○ 全国家庭児童調査と児童環境調査の統合</li> <li>○ 賃金関係統計調査の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外労働者職種別賃金調査の中止</li> <li>② 林業労働者職種別賃金調査の廃止</li> </ul> </li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉動向調査の廃止</li> <li>○ 雇用状況実態調査の廃止</li> <li>○ 年金数理基礎調査の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健福祉動向調査の廃止</li> </ul>
<p>（今後の取組計画）</p>	<p>（今後の取組計画）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）<u>国民生活基礎調査の調査方法の効率化（平成19年度実施予定）</u></li> <li>（2）<u>中高年者縦断調査の調査方法の効率化（平成19年度実施予定）</u></li> <li>（3）<u>毎月勤労統計調査の調査方法の効率化（平成19年度実施予定）</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>類似調査の一元化等調査の見直し</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）<u>雇用状況実態調査の廃止（平成18年度実施予定）</u></li> <li>（2）<u>年金数理基礎調査の廃止（平成18年度実施予定）</u></li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務の一層のO A化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムの最適化について、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 民間委託の推進</li> </ul>
<p>8. 国民との定期的な連絡<u>等</u>に関する効率化</p>	<p>8. 国民との定期的な連絡に関する効率化</p>
<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年度から当年度に口座振替により領収した国民年金保険料に係る領収書を振替の度に発行していたが、平成17年度から、領収した保険料を証明する書類として社会保険料控除証明書を年1回発行することにし、領収書を廃止した。</li> <li>○ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成18年3月から55歳以上の者から50歳以上の者に引き下げると</li> </ul>	<p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年度から当年度に口座振替により領収した国民年金保険料に係る領収書を振替の度に発行していたが、平成17年度から、領収した保険料を証明する書類として社会保険料控除証明書を年1回発行することにし、領収書を廃止した。</li> <li>○ 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーで受け付けている年金見込額及び年金加入状況の照会において、年金見込額照会の対象年齢を平成18年3月から55歳以上の者から50歳以上の者に引き下げると</li> </ul>



見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>もに、本人への郵送による回答に加え、平成17年1月末より、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図った。</p>	<p>もに、本人への郵送による回答に加え、平成17年1月末より、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図った。</p>
<p>○ 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図った。（平成18年10月より実施）</p>	
<p>○ 冊子小包郵便物や大口発送による特別料金等の割引制度を活用した。</p>	
<p>（今後の取組計画）</p>	<p>（今後の取組計画）</p>
<p>○ 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。（平成18年10月より実施）</p>	<p>○ 年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。（平成18年10月より実施）</p>
<p>○ 賠償を要しない発送郵便物については、簡易書留でなく配達記録郵便を利用するよう、また書式の簡略化等により封筒から葉書への変更を検討するよう、各部局へ周知を行う。</p>	
<p>9. 出張旅費の効率化</p>	<p>9. 出張旅費の効率化</p>
<p>（これまでの取組）</p>	<p>（これまでの取組）</p>
<p>○ 市販のパッケージソフトを活用して、旅行経路、所要時間、所要経費の探索を行い旅費請求書の作成作業の簡素化を図りつつ、<u>低廉なランニングコストで最新の情報を維持しながら</u>、最も経済的な通常の経路によ</p>	<p>○ 市販のパッケージソフト「<u>駅すぱあと</u>」を導入して旅行経路、所要時間、所要経費の探索を行い旅費請求書の作成作業の簡素化を図りつつ、最も経済的な通常の経路により出張旅費を算出している。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>り出張旅費を算出している。</p> <p>○ また、航空機を利用する国内出張では、<u>パック商品等を積極的に利用</u>するよう<u>推奨しており</u>、旅程の変更がない海外出張においても、<u>割引航空券等の利用を図っている</u>。</p> <p><u>なお</u>、出張において割引航空券（往復割引を除く。）を利用しなかった場合については、その理由を確認することで、より一層の割引航空券の利用促進に努めている。</p> <p>○ <u>加えて、新幹線等を利用する場合においてもパック商品等を利用するよう推奨している。</u></p>	<p><u>当該ソフトは省内のネットワークシステムと一体として平成14年度に一般競争入札により導入されており、平成17年度のハードウェアの更新時期において、あわせて更新を行ったところである。現在のパッケージソフトは、日本国内のきめ細かな路線（バスを含む。）が網羅され、運賃改定などにも迅速な対応が行われており、低廉なランニングコストで最新の情報を維持することが可能である。</u></p> <p>また、航空機を利用する国内出張では、<u>できる限り割引航空券を利用することとし</u>、旅程の変更がない海外出張においても、<u>割引航空券を原則、利用することとしている</u>。</p> <p>出張において割引航空券（往復割引を除く。）を利用しなかった場合については、その理由を確認することで、より一層の割引航空券の利用促進を図ることとしている。</p>
<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 引き続き、現在導入しているパッケージソフトと同種のソフトを比較検討し、内申書や請求書の作成等旅費の申請手続きの簡素化に、より有効なソフトの導入を検討する。</p> <p>○ <u>引き続き、航空機又は新幹線等を利用する国内出張でのパック商品等を積極的に利用するよう推奨するとともに、旅程の変更のない海外出張においても割引航空券等の利用を図っていく。</u></p> <p>○ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。</p> <p>○ <u>職員に対する旅費の支給について、事務の省力化及び事故防止の観点から、現金払及び受領代理人への口座振り込みの見直しを検討する。</u></p>	<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 引き続き、現在導入しているパッケージソフトと同種のソフトを比較検討し、内申書や請求書の作成等旅費の申請手続きの簡素化に、より有効なソフトの導入を検討する。</p> <p>○ 出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>10. 交際費等の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 社会保険庁においては、交際費について予算の無駄遣いと批判を受けないよう引き続き厳正な執行に努めるとともに、定期的に監査を実施している。</p> <p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。</p> <p>○ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。</p>	<p>10. 交際費等の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 社会保険庁においては、交際費について予算の無駄遣いと批判を受けないよう引き続き厳正な執行に努めるとともに、定期的に監査を実施している。</p> <p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。</p> <p>○ 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。</p>
<p>11. 国の広報印刷物への広告掲載</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ <u>平成18年度において、広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入を確保した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>パンフレット「厚生労働省」及び「厚生労働省ってどんなところ？」に広告を掲載</u></li> <li>・ <u>広告料収入（実績）：331千円</u></li> </ul>	<p>11. 国の広報印刷物への広告掲載</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ <u>平成17年度において、広報印刷物「疾病予防リーフレット」について入札を行った。しかしながら、応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。</u></p>
<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成<u>19</u>年度におい</p>	<p>（今後の取組計画）</p> <p>○ 行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成<u>18</u>年度におい</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>て、広報印刷物「厚生労働省」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。</p>	<p>て、広報印刷物「厚生労働省」等を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。</p>
<p>12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー使用量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での職務を促している。</li> <li>・ O A機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量の抑制を図っている。</li> </ul> </li> <li>○ 資源の節約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図っている。</li> <li>・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を促進している。</li> <li>・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力計っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの取組を引き続き実施。</li> <li>○ 「<u>政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画</u>」（平成19年3月30日閣議決定）等に基づき、また、「<u>各省等の実施している温暖化対策取組事例集</u>」（環境省取りまとめ）等を踏まえて、<u>蛍光灯の照明のインバーター化、O A</u></li> </ul>	<p>12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化</p> <p>（これまでの取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー使用量の抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での職務を促している。</li> <li>・ O A機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量の抑制を図っている。</li> </ul> </li> <li>○ 資源の節約 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図っている。</li> <li>・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を促進している。</li> <li>・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力計っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの取組を引き続き実施。</li> </ul>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p><u>機器及び照明のこまめなスイッチオフ、簡易ESCO診断等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図る。</u></p> <p><u>○ 庁舎の使用電力購入等に際しても公共調達の効率化を図る。その際、省CO2化の要素を考慮した方式について、既に一部で導入している裾切り方式の一層の活用促進を図るとともに、総合評価落札方式の検討を進める。</u></p> <p>13. その他</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止</p> <p>近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえ、今後は保険料を年金の福祉施設等に投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金の福祉施設等を譲渡・廃止することとした。</p> <p>そのため、「年金・健康保険福祉施設（病院を除く）に係る整理合理化計画」を平成17年3月に取りまとめるとともに、平成17年10月1日に年金の福祉施設等の譲渡・廃止を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立した。</p> <p>○ 大規模年金保養基地（グリーンピア）</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第10</p>	<p>13. その他</p> <p>（これまでの取組）</p> <p>○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止</p> <p>近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえ、今後は保険料を年金の福祉施設等に投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、年金の福祉施設等を譲渡・廃止することとした。</p> <p>そのため、「年金・健康保険福祉施設（病院を除く）に係る整理合理化計画」を平成17年3月に取りまとめるとともに、平成17年10月1日に年金の福祉施設等の譲渡・廃止を行う独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立した。</p> <p>○ 大規模年金保養基地（グリーンピア）</p> <p>「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えない施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第10</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>5号)により、平成17年度末をもって廃止することとされた。          なお、平成17年12月をもって、全ての施設の譲渡を完了した。</p> <p>○ 年金加入者住宅等融資業務          「特殊法人等整理合理化計画」において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法により、平成17年度末をもって廃止した。</p> <p>なお、平成17年1月末日をもって、新規の貸付申込を終了し、平成18年3月をもって、新規の貸付実行を終了している。</p> <p>○ 勤労者福祉施設の譲渡・廃止          平成18年3月末現在で2,070施設全ての譲渡・廃止を完了した。</p> <p>○ 雇用保険三事業の見直し  <u>雇用保険三事業について、行政改革推進法等を踏まえ、失業等給付の抑制に資する観点から、平成18年度においては、個別事業ごとに徹底した見直しを行ったほか、雇用保険法等の一部を改正する法律により、雇用福祉事業を事業類型として廃止した（平成19年4月23日公布・施行）。</u></p> <p>○ 労働福祉事業の見直し  <u>労働福祉事業について、行政改革推進法等を踏まえ、労災保険事業として行うことが適切なものに限定する観点から、平成18年度においては、個別事業ごとに徹底した見直しを行ったほか、雇用保険法等の一部を改正する法律により、労働条件確保事業を事業類型として廃止し、事業名を「社会復帰促進等事業」に変更した（平成19年4月23日公布・施行）。</u></p> <p>○ 特別会計（労働保険特別会計）の見直し          特別会計（労働保険特別会計）について、組織の要員の合理化により、</p>	<p>5号)により、平成17年度末をもって廃止することとされた。          なお、平成17年12月をもって、全ての施設の譲渡を完了した。</p> <p>○ 年金加入者住宅等融資業務          「特殊法人等整理合理化計画」において、「住宅融資を民間に委ねる等の観点から、平成17年度までに廃止する」とされ、これを受けて、年金積立金管理運用独立行政法人法により、平成17年度末をもって廃止した。</p> <p>なお、平成17年1月末日をもって、新規の貸付申込を終了し、平成18年3月をもって、新規の貸付実行を終了している。</p> <p>○ 勤労者福祉施設の譲渡・廃止          平成18年3月末現在で2,070施設全ての譲渡・廃止を完了した。</p> <p>○ 雇用保険三事業の見直し  <u>雇用保険三事業について、より透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、平成17年度においてもPDCAサイクルにより目標管理を厳格に実施した。</u></p> <p>○ 労働福祉事業の見直し  <u>労働福祉事業について、より透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、平成17年度から成果目標を設定し、PDCAサイクルによる目標管理を開始した。</u></p> <p>○ 特別会計（労働保険特別会計）の見直し          特別会計（労働保険特別会計）について、組織の要員の合理化により、</p>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>職員数を削減するとともに、人件費を圧縮した。（平成17年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子寡婦福祉貸付金 母子寡婦福祉貸付金について、償還に係る取組事例等の周知や、各自治体に対し、償還率向上に向けた計画策定や目標設定等の自主的な取組を求めるなど、その償還率の改善を図った。（平成17年度実施）</li> <li>○ 年金相談体制の見直し 年金相談の実施については、謝金職員の勤務形態を見直し、年金相談者のニーズの多い日、時間帯に重点的に配慮するなど、業務の効率化を推進した。（平成17年度実施）</li> <li>○ 労災病院の再編 平成16年3月30日に策定した「労災病院の再編計画」において、平成19年度末までに5病院を廃止し、4病院を2病院に統合することとしており、当該計画に従い、平成18年度末までに4病院を廃止し、うち3病院は民間又は地方公共団体に移譲した。</li> <li>○ 厚生労働科学研究費補助金の効果的・効率的な執行の推進 厚生労働科学研究費補助金の早期執行を図るため、研究課題の公募及び採択を早期に実施するとともに、厚生労働科学研究費補助金取扱規程等の改正を早期に進めることとした。</li> <li>○ 原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託 原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託について、清掃業務（清掃回数等）及び警備業務（警備員の配置、人数）を見直し、コスト縮減を図った。</li> <li>○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化 <u>社会保険・労働保険の徴収事務の一元化については、平成18年10月より新たに社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付ける申請・届出範囲の拡大などを実施し、事業主の事務負担の軽減を図った。</u></li> </ul>	<p>職員数を削減するとともに、人件費を圧縮した。（平成17年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 母子寡婦福祉貸付金 母子寡婦福祉貸付金について、償還に係る取組事例等の周知や、各自治体に対し、償還率向上に向けた計画策定や目標設定等の自主的な取組を求めるなど、その償還率の改善を図った。（平成17年度実施）</li> <li>○ 年金相談体制の見直し 年金相談の実施については、謝金職員の勤務形態を見直し、年金相談者のニーズの多い日、時間帯に重点的に配慮するなど、業務の効率化を推進した。（平成17年度実施）</li> <li>○ 労災病院の再編 平成16年3月30日に策定した「労災病院の再編計画」において、平成19年度末までに5病院を廃止し、4病院を2病院に統合することとしており、当該計画に従い、平成17年度末までに3病院を廃止し、うち2病院は民間に移譲した。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化（今後の取組計画） <u>事業主の利便性向上の観点から、社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一、現物給与の評価の統一を図る。更に一元化可能な事務について検討する。</u></li> </ul> </div>

見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、平成22年9月までに施設を譲渡又は廃止する。</li> <li>○ 雇用保険二事業の見直し 雇用保険二事業について、透明で分かりやすい事業運営を行う<u>とともに、失業等給付の抑制に資する</u>観点から、平成19年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。</li> <li>○ <u>社会復帰促進等</u>事業の見直し <u>社会復帰促進等</u>事業について、より透明で分かりやすい事業運営を行う<u>とともに、各事業の合目的性と効率性を確保する</u>観点から、平成19年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。</li> <li>○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化 事業主の利便性向上の観点から、社会保険・労働保険の年度更新の期限の統一、現物給与の評価の統一を図る。<u>（平成21年度の実施を目指し、現在国会に法案提出中）</u></li> </ul>	<p>（今後の取組計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金の福祉施設等の譲渡・廃止 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、平成22年9月までに施設を譲渡又は廃止する。</li> <li>○ 雇用保険三事業の見直し 雇用保険三事業について、<u>より</u>透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、平成18年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。</li> <li>○ <u>労働福祉</u>事業の見直し <u>労働福祉</u>事業について、より透明で分かりやすい事業運営を行う観点から、平成18年度においてもPDCAサイクルによる目標管理を厳格に実施し、不断の見直しを行う。</li> <li>○ 社会保険・労働保険の徴収事務の一元化 事業主の利便性向上の観点から、社会保険の<u>算定基礎届</u>と労働保険の年度更新の期限の統一、現物給与の評価の統一を図る。<u>更に一元化可能な事務について検討する。</u></li> <li>○ 厚生労働科学研究費補助金の効果的・効率的な執行の推進 厚生労働科学研究費補助金の早期執行を図るため、研究課題の公募及び採択を早期に実施するとともに、厚生労働科学研究費補助金取扱規程等の改正を早期に<u>進める</u>。</li> <li>○ 原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託 原爆死没者追悼平和祈念館の外部委託について、清掃業務（清掃回数等）及び警備業務（警備員の配置、人数）を見直し、コスト縮減を<u>図る</u>。 <u>（平成18年度実施）</u></li> </ul>



見直し案	現行（平成18年8月29日改定）
<p>○ 労災病院の再編</p> <p>「労災病院の再編計画」に従い、平成19年度末までに1病院を廃止し、4病院を2病院に統合する。</p>	<p>○ 労災病院の再編</p> <p>「労災病院の再編計画」に従い、<u>平成18年度末までに1病院</u>、平成19年度末までに1病院を廃止し、<u>平成19年度末までに</u>4病院を2病院に統合する。</p>